

F 元気回復サポート保険

(リビング・ニーズ特約付集団月掛扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

公立学校共済組合「福祉保険制度」で特定疾病給付金に加入のあった方については、健康状態にかかわらず加入ができます！
現職中の加入についてはご案内用紙をご確認ください。

意向確認【ご加入前のご確認】

元気回復サポート保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

保障の内容・特長

- 所定の**がん**と診断確定されたとき、または**急性心筋梗塞・脳卒中**を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき、または死亡・所定の高度障害となった場合、**120万円**が支払われます。
- **余命6ヵ月以内**と判断されるとき(原因にかかわらず)、**保険金の前払請求**ができます。(リビング・ニーズ特約)
- **75歳まで継続加入**できます。
平成29年11月1日からご加入者が75歳になられた直後の契約応当日の前日までです。(ただし、年齢は保険年齢です。)
- **満了(75歳)まで同じ保険料率で継続**できます。

【加入区分：本人・配偶者】

三大疾病	所定のがんと診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき		死亡・所定の高度障害のとき
	特定疾病保険金		死亡・高度障害保険金
がん	一時金で 受け取った場合 120 万円	または 療養年金で 受け取った場合 月額約 5 万円× 2 年間 (年金原資120万円)	120 万円
急性心筋梗塞			
脳卒中			

年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。
余命6ヵ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)
お支払事由に該当し、いずれかの保険金をお支払いした場合には保障は終了します。
・特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複しては支払われません。 ・一時金または、年金による分割受取りができます。

【疾病名称、支払事由、対象とならない疾病例】

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1
● 特定疾病保険金 ● 悪性新生物(がん)	加入日(*)以後保険期間中、加入日(*)前を含めてはじめて※2悪性新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日(*)からその日を含めて90日を経過した後、保険期間中に、加入日(*)前を含めてはじめて診断確定されたとき	・ 上皮内新生物※4 ・ 悪性黒色腫を除く皮膚がん ・ 脂肪腫
● 急性心筋梗塞	加入日(*)以後に発生した疾病※5を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・ 狭心症 ・ 解離性大動脈瘤 ・ 心筋症
● 脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日(*)以後に発生した疾病※5を原因として、保険期間中に脳卒中を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・ 一過性脳虚血 ・ 外傷性くも膜下出血 ・ 未破裂脳動脈瘤
● 死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	—
● 高度障害保険金	加入日(*)以後に発生した傷害または疾病※5により保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	—

※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1」対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。
※2 ご加入前にお支払対象のがんや診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんや診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日(*)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日(*)前に診断確定されたお支払対象のがんや異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めことがあります。
※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。
※5 がん、腫瘍が「連合(UICC)のTNM分類が「T0a」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
※6 労働の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含みます。
※7 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の産業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
※8 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

このパンフレットに記載の事項については、契約応当日である平成29年11月1日の新規ご加入または増額部分について適用されます。現在ご加入の部分についてはご加入時にお記ししている「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について(解除・免責等)」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。

加入資格

本人

平成29年10月末日現在、公立学校共済組合「福祉保険制度」の**特定疾病給付金**に加入しており、平成29年11月1日現在、満60歳を超え、満70歳6カ月未満の一般財団法人 公立学校共済組合友の会会員の方。
健康状態にかかわらず加入することができます。(健康告知は不要です)

配偶者

平成29年10月末日現在、公立学校共済組合「福祉保険制度」の**特定疾病給付金**に加入しており、平成29年11月1日現在、満15歳6カ月を超え、満70歳6カ月未満の方。
健康状態にかかわらず加入することができます。(健康告知は不要です)
なお、配偶者のみでのご加入はできません。本人と一緒にご加入ください。

- ・ 引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
 - ・ 現職中に特定疾病給付金にご加入された際に告知していただいていた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
 - ・ 本人について定められた特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、本人と配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- ※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

保険料

加入区分【本人・配偶者】

月額保険料(保険期間75歳満了、集団月掛扱、保険金額120万円)				月額保険料(配偶者の年齢が60歳未満の場合、保険金額120万円)					
加入時の保険年齢	男性		女性		加入時の保険年齢	男性		女性	
	60歳	月額 5,023円	月額 2,741円	50歳		月額 3,270円	月額 1,984円		
61歳	5,255	2,840	51歳	3,407	2,042				
62歳	5,500	2,945	52歳	3,552	2,104				
63歳	5,754	3,052	53歳	3,704	2,167				
64歳	6,020	3,161	54歳	3,864	2,234				
65歳	6,289	3,271	55歳	4,032	2,308				
			56歳	4,210	2,384				
			57歳	4,397	2,466				
			58歳	4,594	2,552				
			59歳	4,802	2,644				

- ・ 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。
- ・ 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢61歳＝平成29年11月1日現在満60歳6ヵ月を超え満61歳6ヵ月まで
- ・ 退職共済年金または老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金を含みます。)からは、2ヵ月分の保険料を控除します。(上記は1ヵ月分の保険料です。)
- ・ ただし、昭和30年4月2日から昭和32年4月1日生まれの方は平成29年度以降、年金が支給される年度までは、「移行(加入)手続書」の提出時に指定された登録口座から、年に1回(10月22日<金融機関休業日の場合は翌営業日になります>)保険料振替を行います。年金の支給が開始された年度の翌年度からは、基本的に老齢厚生年金からの控除になります。
- ・ この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。
- ・ 記載の保険料は総保険金額100億円以上300億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。(既加入の方の保険料は上記に関わらず、ご加入時の年齢及び保険料率が適用されますが、割引額の変更により保険料が変更になる場合があります。)
- ・ 上記年齢以外の方は、引受会社までお問い合わせください。
- ・ 記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

MY-A-17-特疾-000780

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。 P32~33